

第2回檜山北部3町合併協議会付議事件報告

1. 会長から提案のあった事件は次のとおりである。

- 協議第 1 号 合併の方式について
- 協議第 2 号 合併の期日について
- 協議第 3 号 新町の名称について
- 協議第 4 号 事務所の位置について
- 協議第 5 号 財産及び公の施設の取扱いについて
- 協議第 6 号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
- 協議第 7 号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて
- 協議第 8 号 地方税の取扱いについて
- 協議第 9 号 一般職員の身分の取扱いについて
- 協議第 10 号 地域自治組織及び地域協議会の取扱いについて
- 協議第 11 号 特別職の身分の取扱いについて
- 協議第 12 号 条例規則等の取扱いについて
- 協議第 13 号 組織及び機構の取扱いについて
- 協議第 14 号 町・字の区域、名称の取扱いについて
- 協議第 15 号 慣行の取扱いについて
- 協議第 16 号 広域連合、一部事務組合等の取扱いについて
- 協議第 17 号 公共的団体等の取扱いについて
- 協議第 18 号 使用料、手数料等の取扱いについて
- 協議第 19 号 補助金、交付金等の取扱いについて
- 協議第 20 号 国民健康保険制度の取扱いについて
- 協議第 21 号 各種事務事業の取扱いについて
- 協議第 22 号 新町建設計画について

以上のとおり報告する。

平成 16 年 4 月 23 日

檜山北部3町合併協議会議長 内 田 東 一